

令和6年9月4日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第3号 令和5年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議 第49号 令和5年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議 第50号 令和5年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第4 議 第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

- 議第52号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について
- 議第53号 指定管理者の指定について
- 議第54号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
- 議第55号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第56号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第57号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第58号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより令和 6 年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から20日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2 番 中川泰一君、3 番 水野忠宗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 2 件及び検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 3 号 令和 5 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（若山隆史君） 日程第 2、報告第 3 号 令和 5 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 3 号 令和 5 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 皆様、おはようございます。

ただいま上程されました報告第3号 令和5年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、前年度の決算を提出を受けた後、速やかに健全化判断比率や資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないとされております。この健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率があり、このいずれかが早期健全化基準以上となったとき財政健全化計画を、また財政再生基準以上となった場合には財政再生計画の策定が義務づけられ、この計画に基づき、財政早期健全化、または財政の再生を図ることになっております。

それでは、本町におきます健全化判断比率につきまして説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、添付資料4ページにございます財政指標の垂井町会計区分イメージを御覧いただきますようお願いをいたします。

実質赤字比率は普通会計を対象として、連結実質赤字比率は普通会計と特別会計などの公営事業会計を対象に、また、実質公債費比率は連結実質赤字比率の対象会計に不破消防組合などの一部事務組合などを対象とし、将来負担比率は実質公債費比率対象会計に垂井町土地開発公社を加えた区分で作成をいたしております。

実質赤字比率につきましては、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございまして、本町におきましては、実質赤字額はございませんので、数値の表示はいたしておりません。

連結実質赤字比率は、普通会計と公営事業会計、いわゆる一般会計、特別会計、水道事業会計などの会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。本町におきましては、連結実質赤字額はございませんので、同じく数値の表示はいたしておりません。

実質公債費比率は、一般会計などが負担をいたします元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する標準比率でございます。3か年平均が4.8%、早期健全化判断比率の25%を下回っている状況でございます。

将来負担比率は、土地開発公社や本町が加入をいたします一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。令和5年度は69.6%となり、早期健全化基準350%を下回っております。

以上、令和5年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っている状況であり、健全であると判断がされます。しかしながら、昨年度、旧庁舎跡地等活用事業のような大型事業を推進をしていくに当たりまして、多額の借入れが必要となる場合がございますので、財政運営に当たりましては、新規の起債借入れなど十分注意をしましてまいりたいと思います。

次に、資金不足比率でございます。

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率のことで、経営健全化基準であります

20%を超えた場合、経営健全化計画を作成、公表することとされております。当町におきましては、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計におきまして、一般会計等の実質赤字に相当いたします資金不足額は生じておりませんので、数値の記載はいたしておりません。今後の事業の推進、施設の老朽化対策に多くの費用が見込まれることから、効率的、計画的運用が求められるものと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時09分 休憩

午前 9 時21分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第 3 議第49号 令和 5 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議第50号 令和 5 年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（若山隆史君） 日程第 3、議第49号 令和 5 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について及び議第50号 令和 5 年度垂井町水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第49号 令和 5 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について及び議第50号 令和 5 年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第49号 令和 5 年度垂井町一般会計及び特別会計決算の認定につきましては、地方自治法第233条第 3 項の規定により、また議第50号 令和 5 年度垂井町水道事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、それぞれ監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号 令和5年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について及び議第50号 令和5年度垂井町水道事業会計決算認定については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第49号及び議第50号の両議案は、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、江上裕子君、中川泰一君、水野忠宗君、渡辺保彦君、小宅宏君、鈴木準二君、山田成利君、広瀬隆博君、藤埴理君、中村ひとみ君、富田栄次君、以上の11人を指名したいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時26分 休憩

午前9時27分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に中川泰一君、副委員長に鈴木準二君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

日程第4 議第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

議第52号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議第53号 指定管理者の指定について

議第54号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

- 議第55号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第56号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第57号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第58号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）
-

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてから、議第58号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてから、議第58号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）までを一括にて提案理由を御説明申し上げます。

議第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第52号 垂井町国民健康保険条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第53号 指定管理者の指定につきましては、コネクトベース垂井の管理を行わせる指定管理者について、指定するものでございます。

議第54号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億8,744万2,000円を追加し、予算総額を104億2,743万7,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、職員の異動に伴います人件費を補正するほか、総務費では南長畑集会所外壁等補修工事に係ります工事請負費について、民生費では児童手当の制度改正に係ります経費について、衛生費では新型コロナウイルスワクチン定期接種に係ります委託料について、農林水産業費では県営土地改良事業負担金に係ります負担金、補助及び交付金について、商工費ではコネクトベース垂井の運営に係ります経費について、土木費では道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費について、消防費では府中分団のホイスト本体取替え工事に係ります工事請負費について、教育費では岩手小学校の体育館給水管布設替工事に係ります工事請負費について、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入

及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議第55号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,442万3,000円を追加し、予算総額を27億1,442万3,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、諸支出金で、保険給付費等交付金の精算に伴います過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額の措置を行いました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第56号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,871万4,000円を追加し、予算総額を27億8,941万円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、諸支出金で、国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして増額の措置を行いました。

財源につきましては、支払基金交付金、繰入金、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第57号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ50万円を追加し、予算総額を4億7,850万円とするものでございます。

補正いたしますものは、歳入の諸収入で、保健事業費負担金過年度精算金の増額措置を行いました。

また、歳出の諸支出金では、一般会計への繰出金につきまして増額の措置を行うとともに、予備費の増額により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第58号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、令和6年度垂井町下水道事業会計第3条の収益的支出の総額に250万4,000円を追加し、収益的支出の予定額を6億9,235万1,000円とするもの及び第4条の2の特例的収入及び支出の金額を改めるものでございます。

補正いたしますものは、収益的支出の公共下水道事業費用で、職員の異動に伴います人件費の増額措置を行いました。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書と併せて新旧対照表 1 ページを御覧ください。

垂井町福祉医療費助成に関する条例第 2 条第 1 項では、乳幼児等、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童及び父子家庭の父及び児童の福祉医療費助成対象者について規定をしております。さらに、同項第 3 号では、母子家庭等の母及び児童について、同項第 4 号では、父子家庭の父及び児童について、それぞれ所得の基準を定めているところでございます。

今回の改正は、令和 6 年 7 月 31 日付で、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、先ほど申し上げました第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号で引用する児童扶養手当法施行令の項ずれを改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 6 年 11 月 1 日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第52号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に関連する国民健康保険法等が改正され、また、診療報酬の算定方法の一部を改正する告示が公布されたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

改正条例 1 ページ、新旧対照表は 3 ページを御覧ください。

第 5 条につきましては、診療報酬が改定されたことに伴い、診療報酬の算定方法、別表第 1、第 2 章第 2 部第 1 節の往診料及び別表第 2、第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料が改正されたため、引用箇所である「注 4」を「注 6」に、「注 8」を「注 11」に改め、文言の整理を行うものでございます。

引用する往診料の注 6 と歯科訪問診療料の注 11 は、医療機関の所在地と訪問する患者宅の所在地との距離が 16 キロメートルを超えた場合または海路による往診を行った場合で、特殊の事情があったときの往診料は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定すると規定されるものでございます。

第 13 条につきましては、世帯主が資格の取得及び喪失に関する事項等を届出しなかったとき、虚偽の届出をしたとき、厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に保険税を納付しない場合等において、被保険者証の返還を求めることができるが、これに応じない者に対して 10 万円以下の過料を科す規定をしておりますが、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定を削るものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第13条の改正規定は令和6年12月2日から施行するものでございます。

また、経過措置としまして、この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするものでございます。

この経過措置でございますが、12月2日より被保険者証が廃止となりますが、既に交付を受けている世帯については、有効期限が最長令和7年7月31日となっており、12月2日以後も被保険者証に記載の有効期限まで被保険者証をお使いいただくことができます。よって、この条例の施行日以後に保険税を納付しない場合には、被保険者証の返還を求めるという従前の規定が適用されるということでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） ただいま上程されました議第53号 指定管理者の指定について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

公の施設であるコネクトベース垂井の管理を指定管理者が行うことにつきまして、経営相談など商工業に関して専門的な技術を有し、本施設に事務所を構え、事業者や創業希望者など施設利用者からのワンストップでの相談や既存会員とのビジネスマッチングなど、地域との連携が相当程度期待できます垂井町商工会から、垂井町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者指定申請書が提出されました。

垂井町商工会は、地域内における商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として昭和35年に設立され、以降、町内事業者などの相談に応じ、または指導を行うなど、本町の商工振興の中心的な役割を担ってまいりました。このような役割を担ってきた垂井町商工会がコネクトベース垂井の管理を行うことは、ビジネス拠点施設としての効用を最大限発揮し、平等な利用の確保が図られ、管理の安定や経費の縮減が期待できると判断したところであります。よって、同条例第5条の規定により、岐阜県不破郡垂井町1546番地の4、垂井町商工会会長 小野彰を指定管理者の候補者として選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものであります。

なお、指定の期間は令和6年12月1日から令和11年3月31日までといたします。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、議第54号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

今回の補正は、2億8,744万2,000円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,743万7,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書9ページ、歳出から御説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

職員の異動に伴いまして、給料で823万2,000円を、職員手当等で449万8,000円を、共済費で431万2,000円をそれぞれ増額をお願いをするものでございます。

また、当初予算でお認めをいただきました人事情報システム改修業務委託料につきまして、児童手当の制度改正に係ります改修分につきまして、国庫支出金が交付をされる見込みとなりましたことから、国庫支出金の箇所71万5,000円、財源更正をお願いをいたしております。

目10諸費でございます。

岩手の南長畑自治会長から南長畑集会所の外壁などの補修につきまして要望がございましたので、工事請負費で57万2,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

財源につきましては、諸収入におきまして事業費の3分の1相当額を工事負担金として見込んでおるところでございます。

項2徴税費、目1税務総務費でございます。

職員の異動に伴いまして、給料で320万7,000円を、職員手当等で284万3,000円を、共済費で155万1,000円をそれぞれ増額をお願いをするものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございます。

マイナンバーカード交付事務に係ります会計年度任用職員の異動に伴いまして、人件費に不足が生じる見込みとなりましたことから、報酬で6万9,000円を、共済費で6万5,000円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。

令和5年度福祉医療費助成事業補助金などでの補助金額が確定をいたし、既に交付を受けている額に超過が生じましたので、返還をするため償還金、利子及び割引料で175万8,000円増額をお願いするものでございます。

目5老人福祉費でございます。

綾戸地区にございます愛の家グループホームたるいにつきまして、運営会社のメディカル・ケア・サービス東海株式会社が施設改修を実施をされることから、地域介護・福祉空間整備等事業補助金といたしまして、負担金、補助及び交付金で544万5,000円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

目6 老人福祉施設費でございます。

老人福祉センターの女子トイレの壁面タイル剥離などを修繕するため、需用費で40万円の増額をお願いをいたすものでございます。

目10介護福祉費でございます。

令和5年度の介護保険特別会計の精算をいたしましたところ、一般会計から介護保険特別会計への繰出金につきまして不足が生じる見込みとなりましたので、繰出金におきまして401万7,000円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、この繰出金の一部につきまして、国庫支出金及び県支出金を見込んでおります。

目20生活支援給付金等給付事業費でございます。

6月議会定例会におきまして、生活支援給付金給付事業及び調整給付金給付事業に係る予算をお認めをいただいたところでございますが、このうち調整給付金給付事業につきまして、国の算定ツールの提供を受けまして、当該ツールを用いて所得税の情報と連携、積算を行ったところ、申請見込み件数が増加をいたし、事業費に不足が生じる見込みとなりました。役務費で申請等の郵送料などの経費として29万円を、負担金、補助及び交付金では調整給付金として4,604万円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

項2 児童福祉費、目5 児童措置費でございます。

国のこども未来戦略に基づき、本年10月から児童手当の拡充が図られることとなりましたので、役務費で制度改正のお知らせなどの郵送料として22万円を、委託料では対象者の拡大や支払い時期の増加などに対応するための児童手当システム改修費用として673万2,000円を、扶助費では拡充分の児童手当として7,243万5,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金及び県支出金を見込んでおります。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目6 保健センター費でございます。

委託料では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種が10月から開始されることに伴いまして、ワクチン接種を実施をする各医療機関に対する予防接種委託料といたしまして5,462万円の増額を、負担金、補助及び交付金では、6月議会定例会におきまして新型コロナウイルスワクチン接種健康被害医療手当等負担金として23万4,000円を既にお認めをいただいたところでございますが、その後新たに申請がございまして予算に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で134万3,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

財源につきましては、諸収入におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金を見込んでおるところでございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目7 農地費でございます。

当初予算におきまして、県営土地改良事業負担金といたしまして320万円をお認めをいただ

いているところでございますが、県の事業料増加に伴いまして、町負担金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で40万円の増額をお願いするものでございます。

款7 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費でございます。

職員の異動に伴いまして、給料で275万5,000円を、職員手当等で134万3,000円を、共済費で78万6,000円を、それぞれ増額をお願いするものでございます。

目2 商工振興費でございます。

コネクトベース垂井の運営経費といたしまして、需用費では施設用消耗品の購入経費として10万円を、委託料ではコネクトベース垂井指定管理委託料として355万4,000円を、使用料及び賃借料ではAEDリース料として1万3,000円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

財源としましては、使用料及び手数料では、コネクトベース垂井施設使用料、諸収入としましては、町商工会施設管理分担金を見込んでおるところでございます。

目3 観光費でございます。

当初予算におきまして、垂井曳やま補助金314万5,000円をお認めをいただいておりますが、11月に開催予定の「清流の国ぎふ」地芝居伝統芸能フェスティバルへの出演に伴いまして、不足が生じる見込みとなりましたことから、負担金、補助及び交付金で30万円の増額をお願いをいたすものでございます。

款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目3 道路新設改良費でございます。

道路改良事業、舗装改良事業、路側改良事業に係ります経費といたしまして、委託料では道路新設改良測量設計業務・用地測量業務委託料として1,000万円を、工事請負費では道路・舗装・路側改良工事として1,050万円をそれぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

項3 河川費、目2 河川維持費でございます。

工事請負費では、河川整備事業に係ります経費といたしまして130万円を、負担金、補助及び交付金では、当初予算におきまして排水路整備事業等補助金として50万円をお認めをいただいておりますが、補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、追加で50万円をそれぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

項4 都市計画費、目1 都市計画総務費でございます。

職員の異動に伴いまして、給料では316万3,000円を、職員手当等では247万4,000円を、共済費では115万7,000円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

また、委託料につきましては、当初予算におきまして、空き地バンク登録調査業務委託料16万5,000円をお認めいただいておりますが、申請者の増加に伴いまして、追加で16万5,000円の増額をお願いをするものでございます。あわせて、府中清水土地区画整理組合設立準備委員会から、土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業技術支援申請がございましたので、土地区画整理事業を検討する区域内の土地の調査や、公共施設の配置計画・資金計画を含む基本計画の作成など、組合の設立に向けた事業認可申請の作成を行うため890万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

款9消防費、項1消防費、目2消防施設費でございます。

府中分団のホイスト本体の故障に伴いまして、工事請負費で82万8,000円の増額をお願いいたします。

款10教育費でございます。

項2小学校費、目1学校管理費でございます。

岩手小学校の体育館につきまして、漏水調査を行いました結果、漏水箇所が認められましたことから、給水管布設替工事の費用といたしまして工事請負費で350万円の増額をお願いするものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費でございます。

今年度、30名の生徒が東海大会、全国大会へ出場されたことから、交通費及び宿泊費などに要する経費に対して交付をいたします東海大会等出場補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で80万円の増額をお願いするものでございます。

項5社会教育費、目6文化会館費でございます。

職員の異動に伴いまして、給料で196万2,000円を、職員手当等で239万1,000円を、共済費で74万8,000円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、目10タルイピアセンター費でございます。

職員の異動に伴いまして、給料で142万円、職員手当等で198万4,000円、共済費で63万1,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。また、匿名の方でございます、20万円の御寄附をいただきましたので、タルイピアセンターの図書の実を図るための図書購入費用として、備品購入費で20万円の増額をお願いをいたすものでございます。

目11ワイワイプラザ垂井費でございます。

利用者が安心して遊べる環境の確保のため、大型遊具の周辺にフェンスを設置いたしますことから、工事請負費で550万円の増額をお願いするものでございます。

項6保健体育費、目1保健体育総務費でございます。

会計年度任用職員の異動に伴いまして、報酬で117万7,000円を、共済費で24万2,000円をそれぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

続きまして、5ページに戻っていただきまして、歳入につきまして説明をさせていただきます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目6商工使用料につきましては、コネクトベース垂井の使用料としまして232万1,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金でございます。

目2民生費国庫負担金におきましては、児童手当国庫負担金として5,736万7,000円、低所得者保険料軽減負担金の過年度精算分といたしまして、7万5,000円の増額をお願いいたします。

項2国庫補助金につきましては、目1総務費国庫補助金で、マイナンバーカード交付事務費

補助金で13万4,000円を、目2民生費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として4,633万円を、子ども・子育て支援事業費補助金として788万9,000円を、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金といたしまして544万5,000円をそれぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

款15県支出金、項1県負担金につきましては、目2民生費県負担金で児童手当県負担金としまして574万9,000円を、低所得者保険料軽減負担金の過年度精算分として3万7,000円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

款17寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金につきましては、20万円の増額をお願いするものでございます。

款18繰入金、項1特別会計繰入金、目2後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、前年度の事務費等の確定によります会計内の精算により一般会計に繰り入れるもので、37万7,000円の増額をお願いするものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、収支の均衡を図るため9,388万2,000円の増額をお願いするものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目6雑入でございます。

負担金で、南長畑集会所外壁等補修工事負担金として19万1,000円を、給付金では、4月12日に発生をいたしました比女町営住宅火災に係ります共済給付金として96万5,000円を、それから、雑入では後期高齢者医療保険の令和5年度療養給付費負担金額の確定により支払い超過となった分が岐阜県後期高齢者医療広域連合から還付をされることとなりましたので3,179万6,000円を、町商工会の入居する施設の管理に係る分担金につきまして、商工会のコネクトベース垂井への入居に伴い、警備保障などの負担分を徴収することとなったため、町商工会施設管理分担金として12万3,000円を、新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金として3,456万1,000円をそれぞれ増額をお願いいたすものでございます。

なお、19ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解を賜りますとともに、御審議の上御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第55号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）と議第57号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議第55号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,442万3,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,442万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書 6 ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節10需用費で26万円増額補正をお願いするものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年12月 2 日から被保険者証及び資格証明書が発行されなくなり、保険証利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。現在交付中の保険証は、12月 2 日以降も保険証に記載してある有効期限まで、最長で令和 7 年 7 月31日まで使用ができます。ただし、12月 2 日以降、保険証を紛失した場合は再交付ができず、新規加入の方についても保険証の交付を行いません。マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で医療機関を受診していただくことになり、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を発行いたしますので、資格確認書で医療機関を受診していただくことになります。今回の需用費については、資格確認書の台紙を印刷するための増額補正をお願いするものでございます。

次に、款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で、2,416万3,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和 5 年度の国民健康保険給付費等交付金、普通交付金の額が確定したことに伴いまして、既交付額が超過となったため返還するものでございます。

続きまして、歳入 5 ページでございます。

款10繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金で、2,442万3,000円増額補正をお願いするものでございます。

この繰越金によりまして、収支の均衡を図るものでございます。

続きまして、議第57号 令和 6 年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億7,850万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書 5 ページ、歳入から説明をさせていただきます。

款 6 諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入で、50万円増額補正をお願いするものでございます。

令和 5 年度保健事業費負担金の精算の結果、支払い超過となり、岐阜県後期高齢者医療広域連合より還付されるものでございます。

続きまして、歳出 6 ページでございます。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金、節27繰出金で、37万7,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和 5 年度におきまして、一般会計から繰り入れました事務費と保健事業費につきまして精

算を行い、超過となりましたものを一般会計に繰り出すものでございます。

次に、款 5 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、節 28 予備費で、12万3,000円増額補正をお願いするものでございます。

この予備費により、収支の均衡を図るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第56号 令和 6 年度 垂井町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、前年度令和 5 年度の介護保険給付費が確定したことに伴いまして、精算に係る所要の増額をお願いするものでございます。

議案書、第 1 条でございます。

歳入歳出それぞれ1,871万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,941万円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 6 ページを御覧ください。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 3 施設介護サービス給付費でございます。

こちらは、令和 5 年度の介護保険給付費が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払基金の交付金が増額となりましたので、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金、節 22 償還金、利子及び割引料でございます。

こちら、令和 5 年度の介護保険給付費が確定したことに伴い、令和 5 年度に受け入れました国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの収入額に対する超過交付額を償還するもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので、1,871万4,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 5 ページを御覧ください。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、節 2 過年度分でございます。

第 2 号被保険者の保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、令和 5 年度の精算の結果、追加して交付されることとなりましたので、477万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款 9 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 事務費等繰入金、節 1 事務費等繰入金でございます。

こちら、同じく令和 5 年度の精算に伴い、363万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目 3 地域支援事業繰入金（総合事業）、節 2 過年度分でございます。

こちら、同じく令和 5 年度の精算に伴い 23 万 1,000 円の増額をお願いするものでございます。

次に、目 5 低所得者保険料軽減繰入金、節 2 過年度分でございます。

こちら、同じく令和 5 年度の精算の結果、追加して交付されることとなりましたので、15 万 1,000 円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款 10 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金でございます。

歳入歳出予算の均衡を図るため、992 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、議第 58 号 令和 6 年度垂井町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第 2 条でございます。

令和 6 年度垂井町下水道事業会計予算第 3 条に定めました収益的支出の第 1 款公共下水道事業費用、第 1 項営業費用の既決額 6 億 901 万 6,000 円に 250 万 4,000 円を追加し、6 億 1,152 万円とするものでございます。

次のページ、補正予算実施計画明細書 1 ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、職員の異動に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

款 1 公共下水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 処理場費におきまして、浄化センター職員の異動に伴い給料 124 万 8,000 円、手当等 41 万円、法定福利費 71 万 6,000 円、賞与引当金繰入額 10 万 3,000 円、法定福利費引当金繰入額 2 万 7,000 円、合わせて 250 万 4,000 円の人件費の増額補正をお願いするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、第 3 条でございます。

令和 5 年度をもちまして、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を廃止し、公営企業会計である下水道事業会計へ移行したことにより、その 2 つの特別会計につきまして令和 6 年 3 月 31 日をもちまして打切り決算といたしたところでございます。そのため、一般会計、特別会計で実施されております出納整理期間がございませんので、令和 5 年度分の未収金、未払い金につきましては、経過措置といたしまして予算第 4 条の 2 におきまして特例的収入及び支出とし予定額を計上しております。その予定額である未収金、未払い金につきましては、2 つの特別会計の令和 5 年度決算が確定することに伴い補正をさせていただくものでございます。

第 3 条、特例的収入及び支出の補正でございます。

令和 6 年度垂井町下水道事業会計予算第 4 条の 2 中、「2,340 万 3,000 円」を「2,131 万 3,000 円」に、また、「1 億 975 万 3,000 円」を「1 億 497 万 2,000 円」に改めるものでございます。

特例的收入であります未収金の補正の主な内容といたしましては、1月から3月分の下水道使用料収入が当初見込みより多くなったための減額でございます。

また、特例的支出である未払い金の補正の主な内容といたしましては、3月分の電気料金や口座振替、コンビニ収納に係ります手数料などが当初の見込みより減額となったため、また、公共ますの設置やマンホール蓋の修繕に係る支払いが当初は未払いとなると見込んでおりましたが、年度内に支払いができたことによります減額及び汚泥の発生量が見込みより少なかったためその処分費や運搬費が見込みより少なくなったための減額でございます。

続きまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、先ほどの第2条の人事異動に伴います人件費の補正に伴い、令和6年度垂井町下水道事業会計予算第7条に定めました職員給与費の既決額3,633万9,000円に補正予算額250万4,000円を追加し、3,884万3,000円とするものでございます。

2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページには給与費明細書、5ページから8ページには令和7年3月31日の予定貸借対照表、9ページから10ページは令和6年4月1日の予定開始貸借対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第51号から議第58号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時18分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 中 川 泰 一

会議録署名議員 水 野 忠 宗